

議案第13号 小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

所管例規の再確認の結果に基づき、引用条文の条ずれ及び文言の改正等を行うとともに、軽自動車税環境性能割につき、当分の間、県が賦課徴収を行うこととなるため、軽自動車税の非課税の範囲を県と同一の規定に改めるもの。

小松島市市税賦課徴収条例(昭和25年小松島市条例第133号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条 (略) 2 (略) 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がなされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があ	(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条 (略) 2 (略) 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がなされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があ	

った連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 (略)

(固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第65条 前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 (略)

(固定資産税の納期)

第67条 (略)

2 (略)

3 次条第2項の規定によって徴収する固定資産税の納期は、前2項の規定にかかわらず、納税通知書の定めるところによる。

った連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 (略)

(固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第65条 前条第3項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 (略)

(固定資産税の納期)

第67条 (略)

2 (略)

3 固定資産税額が3,900円以下の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。

4 次条第2項の規定によって徴収する固定資産税の納期は、前3項の規定にかかわらず、納税通知書の定めるところによる。

改正

改正

追加

改正

	(固定資産税の納稅通知書)	改正
<u>第69条 削除</u>	<u>第69条 第67条第3項の規定により固定資産税額の全額を一の納期において徵収する場合を除き、固定資産税の納稅通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額をその納期の数で除して得た額とする。</u>	
(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)	(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)	
第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。	第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。	
(1) 救急用のもの	(1) 救急用のもの	
	<u>(2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの</u>	追加
	<u>(3) 血液事業の用に供するもの</u>	追加
	<u>(4) 救護資材の運搬の用に供するもの</u>	追加
附 則	附 則	
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	
第10条の3 (略)	第10条の3 (略)	
2・3 (略)	2・3 (略)	
4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日ま	4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日ま	

	でに次に掲げる事項を記載し，かつ，高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号) <u>第31条の規定による認定</u> を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。		
(1)～(3)	(略)	(1)～(3)	(略)
5～12	(略)	5～12	(略)
	(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)		(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)
第11条	次条から附則第14条までにおいて，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。	第11条	次条から附則第14条までにおいて，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。
(1)～(5)	(略)	(1)～(5)	(略)
(6)	前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項 (<u>附則第10条</u> の場合には，法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)	(6)	前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項 (<u>附則第13条</u> の場合には，法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)
(7)	(略)	(7)	(略)
第12条の2	地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号) <u>附則第18条第1項</u> の規定に基づき，平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については，法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。	第12条の2	地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号) <u>附則第22条第1項</u> の規定に基づき，平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については，法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。
			改正
			改正
			改正